

## 介護福祉士修学資金貸付規程

### (目的)

第1条 この規程は、介護福祉士養成施設等に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い介護福祉士の養成確保に資することを目的とする。

### (貸付事業の実施主体)

第2条 介護福祉士修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けは、社会福祉法人山口県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

### (貸付対象及び貸付額)

第3条 修学資金の貸付けの対象となる者は、介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第39条第1号から第3号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設をいう。以下、同じ。）に在学する者で、将来、県社協会長（以下「会長」という。）が指定する社会福祉施設その他の施設又は在宅福祉事業その他の事業（以下、「指定社会福祉施設等」という。）において介護福祉士として介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務に従事しようとするもの（県外の介護福祉士養成施設に在学する者にあつては、県内に住所があるものに限る。）とする。

2 修学資金は、貸付けの決定に係る月から介護福祉士養成施設を卒業する日の属する月までの間、毎月、月額50,000円以内を無利子で貸し付けるものとする。ただし、貸付けの初回に入学準備金として200,000円以内を、最終回に就職準備金として200,000円以内をそれぞれ加算することができる。

### (貸付けの申請)

第4条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、介護福祉士修学資金貸付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、会長が定める期日までに会長に申請しなければならない。

- 一 介護福祉士養成施設の長の推薦状（別記第2号様式）
- 二 県外の介護福祉士養成施設に在学する者にあつては、住民票の写し（日本の国籍を有しない者にあつては、外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定による外国人登録原票の記載事項に関する市町村長の証明書）

### (連帯保証人)

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。

- 2 前項の連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）は、一定の職業を有し、かつ、独立の生計を営んでいる者でなければならない。
- 3 修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者であるときは、その未成年者の親権者又は後見人（以下「親権者等」という。）でなければならない。

ただし、親権者等のうちに連帯保証人としての要件を満たす者がいないときは、この限りでない。

(貸付けの決定)

第6条 会長は、第4条の規定による修学資金の貸付けの申請があったときは、その内容を審査の上、修学資金を貸し付けるかどうかの決定をし、その結果を書面により当該修学資金の貸付けの申請をした者に通知する。

(貸付けの方法)

第7条 前条の規定による修学資金の貸付けの決定の通知を受けた者は、直ちに誓約書(別記第3号様式)及び口座振替申出書(別記第4号様式)を会長に提出しなければならない。

2 誓約書には、連帯保証人の印鑑証明書を添えなければならない。

(届出等)

第8条 修学資金の貸付を現に受けている者(以下「修学生」という。)は、毎年4月15日までに学業成績表を会長に提出しなければならない。

2 修学生又は修学資金の貸付けを受け終わった者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに届出書(別記第5号様式)に当該事実を証する書類を添えて、会長に届け出なければならない。ただし、第六号に該当するときは、当該事実を証する書類の添付を省略することができる。

一 退学し、休学し、停学の処分を受け、復学し、又は卒業したとき。

二 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

三 第12条第1項の規定により据置期間を設けた場合にあっては、同項各号に該当しなくなったとき。

四 介護福祉士養成施設を卒業した日(第12条第1項の規定により据置期間を設けた場合にあっては当該期間が満了した日、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介護福祉士試験(以下「国家試験」という。)を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合にあっては介護福祉士養成施設の卒業年次の翌々年の国家試験に合格した日。第13条及び第15条において同じ。)から1年以内に介護福祉士登録簿に登録し、かつ、指定社会福祉施設等において介護等又は相談援助の業務に従事したとき。

五 前号に該当する者が指定社会福祉施設等において介護等又は相談援助のいずれの業務にも従事しなくなったとき。

六 本人又は連帯保証人の住所、氏名、職業その他重要な事項に異動があったとき。

3 修学生又は修学資金の貸付けを受け終わった者が死亡したときは、その相続人又は連帯保証人は、直ちに前項の届出書に当該事実を証する書類を添えて、会長に届け出なければならない。

(報告)

第9条 修学資金の貸付けを受け終わった者は、毎年4月15日までに、指定社会福祉施設等において介護等又は相談援助の業務に従事している状況を従事状況報告書(別記第6号様式)により会長に報告しなければならない。ただし、第15条の規定により修学資金の返還の債務の全部を免除された者については、この限りでない。

(連帯保証人の変更)

第10条 修学生又は修学資金の貸付けを受け終わった者は、連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更承認申請書（別記第7号様式）に誓約書及び変更後の連帯保証人の印鑑証明書を添えて会長に申請し、その承認を得なければならない。

(貸付けの取消し等)

第11条 会長は、修学生が次の各号の一に該当するときは、修学資金の貸付けの決定を取り消すものとする。

- 一 退学したとき。
- 二 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 三 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。
- 四 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- 五 死亡したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 会長は、前項の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消したときは、直ちにその旨を書面により当該修学生又はその相続人及び連帯保証人に通知する。

3 会長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないことができる。

4 会長は、修学生が正当な理由がなく第8条1項に規定する期限の到来前に同項の学業成績表を提出しないときは、修学資金の貸付けを一時保留することができる。

(据置期間)

第12条 会長は、修学資金の貸付けを受け終わった者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、当該修学資金について1年を超えない範囲内の据置期間を設けることができる。

一 社会福祉士養成施設（法第7条第2号又は第3号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校、厚生労働大臣の指定した職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項各号に掲げる施設若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発大学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設をいう。）に在学しているとき。

二 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき。

2 前項の規定による据置期間の設定を受けようとする者は、介護福祉士修学資金据置期間設定申請書（別記第8号様式）に同項各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、会長が定める期日までに会長に申請しなければならない。

3 会長は、前項の規定による据置期間の設定の申請があつたときは、その内容を審査の上、据置期間を設けるかどうかの決定をし、その結果を書面により当該据置期間の設定の申請をした者に通知する。

(返還)

第13条 修学資金は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間内に返還しなければならない。

- 一 第11条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消されたとき。
- 二 介護福祉士養成施設を卒業した後、死亡したとき（第15条第1項第三号に該当するときに除く。）
- 三 介護福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿に登録せず、又は指定社会福祉施設等において介護等又は相談援助の業務に従事しなかったとき。
- 四 指定社会福祉施設等において介護等又は相談援助のいずれの業務にも従事しなくなったとき（第15条第1項第三号に該当するときに除く。）。

2 前項の規定により修学資金を返還しなければならない者は、修学資金の貸付けを受け終わった者が同項各号に該当することとなった日から2週間以内に、介護福祉士修学資金返還明細書（別記第9号様式）を会長に提出しなければならない。

3 会長は、修学資金を返還しなければならない者が前項に規定する期間内に同項の介護福祉士修学資金返還明細書を提出しないときは、その者に対し、修学資金の返還について、その返還すべき日、金額その他必要な事項を指示することができる。

4 修学資金の返還は、月賦又は半年賦の均等払の方法によるものとする。

ただし、その返還期限を繰り上げて返還することを妨げない。

（遅延利息）

第14条 修学資金の貸付けを受け終わった者は、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。

（返還債務の免除）

第15条 会長は、修学資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、返還の債務を免除するものとする。

- 一 介護福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿に登録し、かつ、指定社会福祉施設等において介護等又は相談援助の業務に従事した者が、引き続きこれらの業務に従事した場合において、その引き続く従事期間（介護福祉士の資格取得後の従事期間に限る。以下この条において同じ。）が5年（当該貸付けを受けた者（離職後2年以内に当該介護福祉士養成施設に入学した者に限る。）が当該介護福祉士養成施設に入学した時に45歳以上である場合にあっては、3年）に達したとき。
- 二 介護福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿に登録し、かつ、過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の規定に基づく過疎地域をいう。以下同じ。）の区域内にある指定社会福祉施設等において介護等又は相談援助の業務に従事した者が、引き続きこれらの業務に従事した場合において、その引き続く従事期間が3年に達した

とき（当該引き続き従事期間中過疎地域の区域内にある指定社会福祉施設等において従事した場合に限る。）。

三 前二号に規定する従事期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 会長は、介護福祉士修学資金の貸付けを受けた者が当該貸付けについて次の各号のいずれかに該当するときは、当該介護福祉士修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

一 介護福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿に登録し、かつ、指定社会福祉施設等において介護等又は相談援助の業務に従事した者が、引き続き当該業務に従事した場合において、その引き続き従事期間が介護福祉士修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間以上となったとき。

二 前号に規定する従事期間中に死亡し、又は心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(返還の債務の免除の申請等)

第16条 前条の規定による修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、介護福祉士修学資金返還免除申請書（別記第10号様式）にその理由となる事実を証する書類を添えて、会長に申請しなければならない。

2 会長は、前項の規定により修学資金の返還の債務の免除の申請があったときは、その内容を審査の上、修学資金の返還の債務を免除するかどうかの決定をし、その結果を書面により当該修学資金の返還の債務の免除の申請をした者に通知する。

3 前条第2項の規定による修学資金の返還の債務の免除の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める数を修学資金の返還の債務の額に乗じて得た額とする。

一 次号に掲げる者以外の者 前条第2項第一号に規定する従事期間（以下「従事期間」という。）に相当する月数に60分の1を乗じて得た数

二 離職後2年以内に介護福祉士養成施設に入学した者で、当該介護福祉士養成施設に入学した時に45歳以上であるもの 従事期間に相当する月数に36分の1を乗じて得た数

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する

介護福祉士修学資金貸付規程第3条第1項に規定する県社協会長が指定する社会福祉施設その他の施設又は在宅福祉事業その他の事業は次のとおりとする。

1 県内の以下に掲げる施設

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設
- (2) 障害者自立支援法（平成17年法第123号）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第41条第1項に規定する身体障害者援護施設（同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条に規定する身体障害者更生施設、同法第30条に規定する身体障害者療護施設及び同法第31条に規定する身体障害者授産施設に限る。）、障害者自立支援法に規定する地域活動支援センターを行う事業所、障害者支援施設
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設及び更生施設
- (4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホーム
- (5) 指定通所介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第7項に規定する通所介護をいう。）若しくは指定介護予防通所介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいう。）又は指定短期入所生活介護（指定居宅サービスに該当する同法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。）若しくは指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。）を行う施設  
（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設を除く。）
- (6) 指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第16項に規定する認知症対応型通所介護をいう。）又は指定介護予防認知症対応型通所介護（同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。）に該当する同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンターを除く。）
- (7) 指定通所リハビリテーション（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう。）若しくは指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第8項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。）又は指定短期入所療養介護（指定居宅サービスに該当する同法第8条第10項に規定する短期入所療養介護をいう。）若しくは指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第10項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。）を行う施設
- (8) 指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第19項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）を行

- う介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第15条第三号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅
- (9) 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム並びに介護保険法に規定する介護老人保健施設
- (10) 介護保険法第48条第1項に規定する指定介護療養型医療施設であって、同法第8条第26項に規定する療養病床等により構成される病棟又は診療所（以下「病棟等」という。）
- (11) 老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成6年3月厚生省告示第72号）別表第1（老人医科診療報酬点数表）において定められた病棟等のうち、介護力を強化したもの（同告示に基づき、都道府県知事に対し、「老人病棟老人入院基本料（1～4）」、「老人性認知症疾患療養病棟入院料」又は「診療所老人医療管理料」の届出を行った病棟等をいう。）
- (12) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第一号に規定する精神病床により構成される病棟等、第四号に規定する療養病床により構成される病棟等（（10）及び（11）に定める病棟等を除く。）
- (13) 財団法人労災ケアセンターが委託を受けて運営する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第1項第二号に基づき設置された労災特別介護施設
- (14) 「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成15年11月10日付け障発第1101001号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」を行っている施設
- (15) 「在宅重度障害者通所援護事業について」（昭和62年8月6日付け社更第185号）別添（在宅重度障害者通所援護事業実施要綱）に基づく「在宅重度障害者通所援護事業」を行っている施設
- (16) 「知的障害者通所援護事業助成費の国庫補助について」（昭和54年4月11日付け児第67号）別添（知的障害者通所援護事業実施要綱）に基づく「知的障害者通所援護事業」を行っている施設
- (17) 「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号）の別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記6（4）に基づく身体障害者自立支援事業、別記6（9）に基づく日中一時支援事業を行っている施設
- (18) 「地域福祉センターの設置運営について」（平成6年6月23日付け社援地第74号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センター
- (19) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設（同条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第一号に規定する精神障害者生活訓練施設、同項第二号に規定する精神障害者授産施設）、同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同法附則第58条に規定する知的障害者援護施設（同法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の6に規定する知的障害者更生施設、同法第21条の

7に規定する知的障害者授産施設及び同法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮)、福祉ホーム及び独立行政法人国立重度知的障害者総合支援施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設又は隣保館(「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号)別紙1(隣保館デイサービス事業実施要領)に基づく隣保館デイサービス事業を行っているものに限る。)

## 2 県内の以下に掲げる事業

- (1) 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助又は療養介護
- (2) 指定訪問介護(介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。)に該当する同法第8条第2項に規定する訪問介護をいう。)又は指定介護予防訪問介護(介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス(以下「指定介護予防サービス」という。)に該当する同法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいう。)
- (3) 指定訪問入浴介護(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第3項に規定する訪問入浴介護をいう。)又は指定介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問入浴介護をいう。)
- (4) 指定夜間対応型訪問介護(介護保険法第42条の2に規定する指定地域密着型サービス(以下「指定地域密着型サービス」という。)に該当する同法第8条第15項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。)
- (5) 指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第17項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第17項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)
- (6) 指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。)又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第18項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。)
- (7) 「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)の別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記4に基づく移動支援事業、別記6(10)に基づく生活サポート事業、別記6(3)に基づく訪問入浴サービス事業

## 3 県外の国立身体障害者リハビリテーションセンター、国立光明寮、国立保養所、国立知的障害児施設、国立ハンセン病療養所